

令和 5 年 度

伊達市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

伊達市監査委員

6 伊 監 査 第 27 号
令和 6 年 8 月 21 日

伊達市長 須田 博行 様

伊達市監査委員 矢 館 実也

伊達市監査委員 菊 地 邦夫

令和 5 年度伊達市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度決算における伊達市健全化判断比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、その結果について意見を次のとおり提出します。

令和5年度伊達市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

健全化判断比率である4つの指標、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、その算定基礎事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年6月27日から令和6年7月31日まで

第3 審査の概要

審査に当たっては、市長から提出された4つの健全化判断比率の算出過程の計数の正確性及び算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。(標準財政規模、臨時財政対策債発行可能額が正しく計上されているか、決算統計の計数資料等との照合等その他)

第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 : %)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	比較の増減	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	12.62
②連結実質赤字比率	—	—	—	17.62
③実質公債費比率	10.4	8.8	1.6	25.0
④将来負担比率	52.8	52.3	0.5	350.0

第5 個別意見

1 実質赤字比率

令和5年度において、一般会計の実質赤字額は生じなかったため、当比率は算定されない。

2 連結実質赤字比率

令和5年度において、連結実質赤字額は生じなかったため、当比率は算定されない。

3 実質公債費比率

令和5年度の当比率は10.4%となっており、前年度より1.6ポイント上昇したが、早期健全化基準25.0%を下回っている。

4 将来負担比率

令和5年度の当比率は52.8%となっており、前年度より0.5ポイント上昇したが、早期健全化基準350.0%を大きく下回っている。

第6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度公営企業の経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

1 審査の対象となる公営企業会計

(1) 公営企業法適用企業

水道事業会計、下水道事業会計

(2) 公営企業法非適用企業

粟野地区農業集落排水処理事業特別会計

工業団地特別会計、月舘宅地造成事業特別会計

2 上記公営企業会計の資金不足比率及び算定基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年6月27日から令和6年7月31日まで

第3 審査の概要

審査に当たっては、市長から提出された各公営企業会計の資金不足比率の計数の正確性及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の各公営企業の資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 : %)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	
粟野地区農業集落排水処理事業特別会計	—	—	
工業団地特別会計	—	—	
月舘宅地造成事業特別会計	—	—	

第5 資金不足比率について

上記会計において、令和5年度の資金不足はなく、資金不足比率は算定されない。

第6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。